

資料

令和3年3月1日開催
第1回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第1号 美瑛町都市公園条例の一部改正について

----- 1～2

美瑛町都市公園条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）の施行に伴い、本条例を改正するもの。

2 改正の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、本条例においても条項のずれが生じるため、条文の整備を行うもの。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

○美瑛町都市公園条例 新旧対照表

令和 3 年 3 月 1 日
第 1 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第 1 条～第 1 条の 5 【略】</p> <p>第 1 章の 3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準</p> <p>第 1 条の 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号。）第 1 3 条第 1 項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設（同法第 2 条第 1 5 号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第 4 において同じ。）の設置に関する基準は、同表のとおりとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 条～第 2 0 条 【略】</p>	<p>第 1 条～第 1 条の 5 【略】</p> <p>第 1 章の 3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準</p> <p>第 1 条の 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号。）第 1 3 条第 1 項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設（同法第 2 条第 1 3 号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第 4 において同じ。）の設置に関する基準は、同表のとおりとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 条～第 2 0 条 【略】</p>